収入印紙

委託業務契約書

委託業務の名称	福山市国民健康保険資格確認書等作成及び封入封緘等業務										
業務委託料					百万			千			円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）					百万			千			円
履行期間	自　２０２６年（令和８年）４月１日										
	至　２０２６年（令和８年）７月３１日										
業務内容	別紙仕様書のとおり										
契約保証金	免除（福山市契約規則第６条第１項第５号）										
その他の事項											

上記の委託について、発注者と受注者とは、次の条項により契約を締結し、その証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ１通を保有する。

２０２６年（令和８年）４月１日

発注者　福山市東桜町３番５号
福山市
福山市長　枝広　直幹

受注者　所 在 地
名　　称
代表者名

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　発注者が支払う業務委託料には、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合又は次項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を行う上で必要な器具備品、技術料、交通費が含まれる。

４　受注者は、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）の定めるところによるものとする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

１０　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第４４条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、発注者及び受注者は、同項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

第３条　受注者は、この契約締結後１４日（発注者が認める場合は、その日数）以内に仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読

み替えて前２項の規定を準用する。

４　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

５　第１項の業務工程表の提出は、発注者が必要ないと認めたときは、免除することができる。

（権利義務譲渡の禁止）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（成果物の特許権等）

第５条　業務の履行過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下合わせて「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。ただし、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。

（再委託等の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　前項の場合は、受注者は、当該委託に係る業務遂行能力を持つ者を責任をもって選定することとし、発注者の指定する書面により届け出なければならない。

３　受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して再委託先と連帯してその責任を負わなければならない。

４　受注者は、再委託先にさらに他の第三者に委託させてはならない。

（機密情報の取扱い）

第７条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。

２　機密情報には、業務を行う上で発注者が受注者に開示し、又は提供する技術上及び業務上の機密性を有する一切の情報が含まれるものとする。これらの情報は、機密性がないと発注者が特に指定しない限り、機密性を有するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは機密情報に含まれない。

(1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報

(2) 開示後、受注者の責めによらず公知となった情報

(3) 開示を受ける以前から既に受注者が適正に保有していた情報

(4) 受注者が独自に正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(5) 機密情報から除外することを発注者が指定した情報

４　受注者は、業務を行う上で機密情報を取り扱う場合は、別記「機密保持特記事項」を遵守しなければならない。

５　受注者は、契約が完了したとき、発注者の求めがあったとき、又は業務を行う上で必要がなくなったときには、発注者の指示により機密情報を記録した媒体及びその複製物を返還し、又

は廃棄しなければならない。廃棄する場合は、その処理方法等についてあらかじめ発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。また、受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託先に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

（個人情報保護）

第８条　受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。

３　個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。

（データ保護と関係規程の整備）

第９条　受注者は、業務を適正かつ円滑に行うため、業務を行う場所等の施設設備の管理体制について、受注者の関係規程を整備するほか必要な措置を講ずるものとする。

２　受注者は、発注者の定める「電子計算機処理データ保護管理規程準則」に従って、受注者の関係規程を整備し、善良な管理者の注意義務をもって、次に掲げるものの維持管理に当たらなければならない。

(1) 業務の処理のため発注者が提供したデータ及びその記録媒体（以下「データ等」という。）

(2) 業務に関するプログラム及びドキュメント（諸手続文書）（以下「プログラム等」という。）

(3) その他仕様書で指定したもの

３　発注者は、受注者に対して、前２項にかかわる関係規程の提出を求めるとともに、必要に応じてその改訂を求めることができる。

（特許権等の使用）

第１０条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「第三者の特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に第三者の特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第１１条　発注者は、監督員を置いたときは、その名前を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

２　監督員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は

回答

(3) この契約書の履行に関する受注者との協議

(4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

３　発注者は、２人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第１項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（貸与品等）

第１２条　受注者は、発注者の事業所内で作業を行う必要がある場合は、発注者にその所有する作業場所、じゅう器、備品、その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の使用を要請することができる。

２　発注者は、受注者から前項の要請がありその必要性を認める場合は、使用上の条件を明示し、無償により貸与し、又は支給するものとする。

３　発注者が受注者に貸与し、又は支給する貸与品等の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、発注者と受注者との協議の上、定めるものとする。

４　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

５　受注者は、業務の完了、仕様の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に速やかに返還しなければならない。

６　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失又はき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（業務実施の方法等）

第１３条　発注者及び受注者は、業務に係るデータ等の授受、保管についての管理台帳を作成し、業務の内容、取扱年月日、取扱者の名前、数量等を記録するものとする。

２　発注者は、必要があると認める場合は、業務の処理に発注者の職員を立ち会わせ、又は受注者の履行状況の報告を求めることができるものとする。

３　受注者は、発注者の事業所内で業務を行う場合は、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 作業時間は原則として発注者の定めるものによること。

(2) 受注者の社名入りネームプレートを着用すること。

（成果物の所有権）

第１４条　受注者がこの契約に従い発注者に納入する成果物の所有権は、当該成果物の検収完了時をもって、受注者から発注者へ移転する。

（仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第１５条　受注者は、業務の内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合は、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、

又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第１６条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 仕様書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等仕様書に示された人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

５　前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書の変更）

第１７条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受注者に通知して変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第１８条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により業務を一部中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務委託料の変更方法等）

第１９条　業務委託料の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合は発注者が定め受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この契約書の規定により受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（臨機の措置）

第２０条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第２１条　成果物の引渡前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２２条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　前２項の場合は、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（事故発生時の通知及び報告）

第２３条　受注者は、業務を行うにつき事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話による通知及びその状況を書面をもって発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（業務委託料の変更に代える仕様書の変更）

第２４条　発注者は、第１０条、第１５条から第１８条まで、第２０条又は第２１条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合

は、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第２５条　受注者は、業務を完了したときは、業務終了後速やかに、発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に、この契約の成果物について検査を完了しなければならない。

３　第２項の検査の結果不合格となり、当該成果物について発注者からその補正を指示されたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の通知をして再検査を受けなければならない。この場合は、再検査の期日については第２項の規定を準用する。

４　受注者は、第２項の検査又は前項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

（業務委託料の支払）

第２６条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、所定の手続きに従って、業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（第三者による代理受領）

第２７条　受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定による支払をしなければならない。

（データ等の廃棄）

第２８条　受注者は、業務の完了後において、発注者が提供したデータ等の廃棄をするときは、その処理方法等についてあらかじめ発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

（契約不適合責任）

第２９条　引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するも

のでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

３　第１項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

４　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

５　第３項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

６　前５項の規定は、民法第４１５条の規定による損害賠償の請求並びに第５４１条及び第５４２条の規定による解除権の行使を妨げない。

７　受注者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない成果物を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（発注者の任意解除権）

第３０条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第３３条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害賠償額については発注者と受注者とが協議してこれを定める。

（発注者の催告による解除権）

第３１条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第２６条第３項の補正又は第３０条第１項の履行の追完がなされないと

き。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第３２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第４条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。

(2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第３４条又は第３５条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者（共同企業体にあっては、その構成員を含む。以下この号から第１１号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合はその者及びその他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合はその法人の役員、その支店又は営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者及びその他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ　役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　アからエのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　契約、その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

(10) この契約に関し、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ　受注者が、独占禁止法第６２条第１項に規定する納付命令（以下この号及び次号において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑に処せられたとき。

(11) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき（前号ア及びイに規定する確定したときをいう。）。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３３条　第３１条各号又は前条第１号から第９号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第３４条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第３５条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第１７条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

(2) 第１８条第１項の規定により業務の一時中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３６条　第３４条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第３７条　契約が解除された場合は、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、業務を完了した部分（第２６条の規定により受注者が発注者から業務委託料の支払を受けている部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）がある場合は、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する業務委託料は発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第３８条　受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等及び仕様書があるときは、当該貸与品等及び仕様書を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等及び仕様書が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（発注者の損害賠償請求など）

第３９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第３１条又は第３２条（第１０号及び第１１号を除く。）の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 第３２条第１０号及び第１１号の規定により、この契約が解除されたとき。

(5) 前４号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第３１条又は第３２条（第１０号及び第１１号を除く。）の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。

６　第２項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（損害金の予定）

第４０条　発注者は、第３２条第１０号及び第１１号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の１０分の１に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

３　前条第６項の規定は、前２項の規定による損害金の支払について準用する。

４　第１項及び第２項の規定は、第２５条第４項の規定により当該成果物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。

５　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第４１条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第３４条又は第３５条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　第２６条第２項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第４２条　発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（紛争の解決）

第４３条　この契約書の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合は、発注者及び受注者は、協議の上調停人１人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費

用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者のそれぞれが負担する。

２　前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約金額を変更する場合の計算方法）

第４４条　契約金額を変更する場合においては、その変更すべき契約金額は、発注者の当初設計金額に対する当初契約金額の割合を発注者の変更設計金額に乗じて得た額とする。

（契約外の事項）

第４５条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。